

広島県告示第百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十一年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十一年広島県告示第千五十三号	
所在地		広島県広島市佐伯区観音台、同区三宅、同区坪井及び同区倉重地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然現象の種類	土砂災害の自然現象の種類
	区域の名称	土砂災害の自然現象の種類	土砂災害の自然現象の種類
三宅川（二）	土石流	三宅川（二）	土石流
三宅川（三）	土石流	三宅川（三）	土石流
坪井川（五）	土石流	坪井川（五）	土石流
千同川（六a）	土石流	千同川（六a）	土石流
千同川（六b）	土石流	千同川（六b）	土石流
千同川（六c）	土石流	千同川（六c）	土石流
千同川（七）	土石流	千同川（七）	土石流
坪井川（八）	土石流	坪井川（八）	土石流
坪井川（九）	土石流	坪井川（九）	土石流
倉重川（一〇）	土石流	倉重川（一〇）	土石流

倉重川 (一〇隣)	土石流	倉重川 (一〇隣)	土石流
下ヶ迫川支川 (一一)	土石流	下ヶ迫川支川 (一一)	土石流
下ヶ迫川 (一二a)	土石流	下ヶ迫川 (一二b)	土石流
下ヶ迫川 (一二b)	土石流		土石流
倉重川 (一三)	土石流	倉重川 (一三)	土石流